

案件名：古沢幹線配水管布設替（第8工区）工事

質問	回答
<p>通行止めの計画で交通誘導員の計上がありませんが、地元、道路管理者、警察との協議は整っているのでしょうか？</p>	<p>・工事区間を通行止めにしても、迂回路が確保出来ており、一般車両の通行が殆ど無い道路であることから、地元、道路管理者、警察とは事前協議済みであり、交通誘導員を計上しておりません。 ・詳細な規制方法については特記仕様書に記載のとおり、工事着手に先立って警察に道路使用許可を申請していただくこととなります。</p>
<p>単価表の92、93号が夜間労務単価を採用していますが、夜間工事の想定でしょうか。</p>	<p>・昼間の工事を想定しており、金抜き設計書の記載に誤りがありました。なお、工事価格に変更はありません。 ・訂正後の金抜き設計書は、電子入札システムに掲示（ZIPファイル名の最後がnewになっています。）してありますので、再度ダウンロードして確認してください。</p>
<p>第6号明細表に計上される仮設ドレン工について図面が添付されていませんがどのような施工をするのでしょうか、図示及び手順の説明をお願いします。 また、第12号明細表仮設ドレン工に計上されている材料費、労務費の数量は妥当でしょうか。</p>	<p>・仮設ドレン工設置時の詳細図を設計図に追記しました。訂正後の特記仕様書は、電子入札システムに掲示（ZIPファイル名の最後がnewになっています。）してありますので、再度ダウンロードして確認してください。 ・施工手順として、整備済みの東側から施工し、追記した「仮設ドレン工設置時の配管」が設置された後、久郷跨線橋から井田川間の整備済み区間の洗管を実施します。その後、条件明示書に記載のとおり既設管連絡を行います。 ・仮設ドレン工φ150の材料費、労務費は第8号明細表に記載しております。材料費、労務費の数量は妥当と考えておりますが、起工測量や試掘の結果、設計と現場に相違があった場合は受注者と協議します。</p>
<p>第13号明細表の既設暗渠撤去、設置工についてですが、土工（舗装切断、取壊し、掘削、埋戻し、舗装復旧等）の計上はしてありますか？ 管路の施工と並行して撤去を想定していると思われるが、撤去延長が9mあり、管路の土工だけでは過少だと思われます。</p>	<p>・「老朽管整備」の土工の中に計上しております。起工測量や試掘の結果、設計と現場に相違があった場合は受注者と協議します。</p>